

議案第 33 号

天理市介護保険条例の一部改正について

天理市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年 3 月 7 日提出

天理市長 並 河 健

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年 3 月天理市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条第 2 項及び第 4 項中「平成30年 3 月31日」を「平成28年 3 月31日」に改め、同条を附則第 7 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年 3 月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項から第 4 項までの規定中「附則第 8 条」を「附則第 7 条」に改める。